

公認スポーツ指導者の資格更新

本規程は、岡山県テニス協会に所属する日本体育協会公認テニス指導者の更新手続きについて、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

1. 公認スポーツ指導者（指導員・コーチ・教師）は、資格有効期限内（4年間）に下記研修会・実習を受講し、必要なポイントを獲得しなければなりません。
2. 資格更新に必要なポイント
 - (1)指導員・上級指導員：4ポイント以上（実習ポイントは2ポイント以内）
 - (2)コーチ・上級コーチ：10ポイント以上（実習ポイントは4ポイント以内）
 - (3)教師・上級教師：12ポイント以上（実習ポイントは4ポイント以内）
3. 研修会
 - (1)中央研修会（2ポイント）

日本体育協会、日本テニス協会が行う研修会または日本テニス協会が認めた地域テニス協会が行う研修会。（最低1回は受講する義務があります。）
 - (2)都道府県研修会（1ポイント）

各地域テニス協会が認めた都道府県テニス協会が行う研修会および都道府県体育協会が行う研修会。
 - (3)その他の研修会（ポイントはその都度決定）

日本テニス協会が認めた研修会。
4. 実習
 - (1)中央実習（2ポイント）

日本テニス協会が行う実習または日本テニス協会が認めた地域テニス協会が行う実習。
 - (2)都道府県実習（1ポイント）

各都道府県テニス協会が行う実習。

5. 県協会の認定

岡山県テニス協会は、毎年公認スポーツ指導者（テニス）の研修会を開催し、参加者に研修のポイントを与えるとともに、協会の日常活動の中で、実習の評価を行い、実習ポイントを与えるものとします。

6. 更新手続き

更新のための研修ポイントの満たされた研修会実習活動実績証のコピーまたは、研修会の受講を証明できるものを郵送またはFAXして下さい。

(1)指導員／上級指導員は

前記書類を、岡山県テニス協会普及・審判会に提出して下さい。

(2)コーチ／上級コーチ／教師／上級教師／複数有資格者は

前記書類を、日本テニス協会へ直接提出して下さい。

※その後、日本体育協会より上記手続き終了者へのみ、正式な更新登録の書類が送られます。

7. 公認スポーツ指導者のポイント管理

岡山県テニス協会は、普及部会において、公認スポーツ指導者の資格取得・資格更新に必要なポイントを下記要領で管理します。

(1)公認スポーツ指導者全員の活動実績台帳を作成し、研修会の受講状況および協会活動での実習状況を把握・記録します。（全体台帳管理）

(2)公認スポーツ指導者個人の活動実績台帳を作成し、研修会の受講状況および協会活動での実習状況を把握・記録します。（個人台帳管理）

(3)公認スポーツ指導者が、県外で研修・実習を受講する場合は、普及部会から個人台帳を借り出し、受講証明を記録して貰い、普及部会に返却して下さい。

(4)公認スポーツ指導者が、転勤・結婚等で県協会の所属から離れる場合は、研修・実習カードを各個人に付与します。

<提出先> 710-0834倉敷市笹沖390-10 笹沖メディカルビル
赤松眼科医院気付 県テニス協会普及部
(☎086-426-7547)